

## 入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年7月28日

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 大塚 英司  
(公印省略)

### 1 業務概要

- (1) 業務の名称 令和4年度施設整備技術支援業務
- (2) 履行場所 東京都新宿区他
- (3) 業務内容 本業務は、以下の業務を行う業務である。  
・特記仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月15日まで
- (5) 本業務は、低価格入札による業務成果の品質低下を防ぐため、第三者履行確認の義務付けを試行する対象業務である。詳細は、入札説明書による。
- (6) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。
- (7) その他
  - ア 本業務は、資料提出及び入札等を紙入札方式(電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。)により行う業務である。
  - イ 本業務は、契約の一連の手続を紙契約方式で行う業務である。

### 2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和3・4年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建設コンサルタント(建築、土木、機械、電気又は通信)」に係る「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施(事)第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 次に示す同種について、元請けとして平成24年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。
- ・同種業務：公共工事の設計業務、積算業務又は工事監理業務
- なお、当該実績が平成24年4月1日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあつては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）又は評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。
- (6) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (7) 防衛省大臣官房会計課が発注した業務のうち、令和2年度及び令和3年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。
- ア 配置予定管理技術者
- 配置予定管理技術者については、次の(ア)から(ウ)までに示す条件をすべて満たす者である。
- (ア) 次に示す同種業務における経験を有する者（共同体としての経験は、構成員として分担した業務経験とする。）。
- ・同種業務：・建設コンサルタント会社（建築、土木若しくは設備部門）又は建設工事会社（建築、土木若しくは設備部門）等の勤務経験を有し、公共工事の設計等<sup>※1</sup>の実務経験<sup>※2</sup>を有すること
  - ・以下のいずれかの経験を有すること
- ① 自衛隊の基地・駐屯地等の新規開設または移転事業の設計等<sup>※1</sup>の経験を有すること
  - ② 公共施設等の再配置または再開発事業の設計等<sup>※1</sup>の経験

## を有すること

※1 設計等とは、設計業務、積算業務または工事監理業務をいう。

※2 大学卒業後13年以上、短大・高専卒業後18年以上、高校卒業後23年以上の実務経験（発注者として従事した建設工事関連業務の経験年数も認めるものとする。）

なお、当該経験が平成24年4月1日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。

(イ) 令和4年7月28日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ10件未満である。なお、令和4年7月28日現在の手持ち業務に防衛省大臣官房会計課と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2.5億円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

(ウ) 入札公告日の時点で申請者と3カ月以上の直接的な雇用関係がある。

(9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(10) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

(11) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省大臣官房会計課契約係

TEL 03-5366-3111（内線20814）

FAX 03-5229-2138

#### (2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和4年7月28日から令和4年9月12日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、9時30分から18時まで。

- イ 交付場所 (1)に同じ。
- ウ 交付方法 全て、紙で交付を行う。
- (3) 申請書、技術資料の提出期限等
  - ア 提出期限 令和4年8月12日 18時00分
  - イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。
- (4) 入札書の受領期限等
  - ア 受領期限 令和4年9月8日 18時00分
  - イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。
- (5) 開札の日時及び場所
  - ア 日時 令和4年9月13日
  - イ 場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階 入札室

#### 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。
- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
  - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
  - イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
  - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。
- (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資

格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。  
(11) 詳細は入札説明書による。